読んでみよう！「子どもの権利条約」第1～40条　日本ユニセフ協会抄訳

※「子どもの権利条約」は前文と54条の条文から成り立っています。日本ユニセフ協会では具体的な子どもの権利を定めた第1～40条を、わかりやすい抄訳として公開しています。

unicef

第1条【子どもの定義】

18歳になっていない人を子どもとします。

第2条【差別の禁止】

すべての子どもは、みんな平等にこの条約にある権利をもっています。子どもは、国のちがいや、性のちがい、どのようなことばを使うか、どんな宗教を信じているか、どんな意見をもっているか、心やからだに障がいがあるかないか、お金持ちであるかないか、親がどういう人であるか、などによって差別されません。

第3条【子どもにもっともよいことを】

子どもに関係のあることが決められ、行われるときには、子どもにもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。

第4条【国の義務】

国は、この条約に書かれた権利を守るために、必要な法律を作ったり政策を実行したりしなければなりません。

第5条【親の指導を尊重】

親（保護者）は、子どもの発達に応じて、適切な指導をします。国は、親の指導を尊重します。

第6条【生きる権利・育つ権利】

すべての子どもは、生きる権利・育つ権利をもっています。

第7条【名前・国籍をもつ権利】

子どもは、生まれたらすぐに登録（出生届など）されなければなりません。子どもは、名前や国籍をもち、できるかぎり親を知り、親に育ててもらう権利をもっています。

第8条【名前・国籍・家族関係が守られる権利】

国は、子どもが、名前や国籍、家族の関係など、自分が自分であることを示すものをむやみにうばわれることのないように守らなくてはなりません。

第9条【親と引き離されない権利】

子どもには、親と引き離されない権利があります。子どもにもっともよいという理由から、引き離されることも認められますが、その場合は、親と会ったり連絡したりすることができます。

第10条【別々の国にいる親と会える権利】

国は、別々の国にいる親と子どもが会ったり、一緒にくらしたりするために、国を出入りできるよう配慮します。親がちがう国に住んでいても、子どもは親と連絡をとることができます。

第11条【よその国に連れさられない権利】

国は、子どもが国の外へ連れさられたり、自分の国にもどれなくなったりしないようにします。

第12条【意見を表す権利】

子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。

第13条【表現の自由】

子どもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、知る権利をもっています。

第14条【思想・良心・宗教の自由】

子どもは、思想・良心・宗教の自由についての権利をもっています。

第15条【結社・集会の自由】

子どもは、ほかの人びとと一緒に団体をつくったり、集会を行ったりする権利をもっています。

第16条【プライバシー・名誉の保護】

子どもは、自分や家族、住んでいるところ、電話やメールなどのプライバシーが守られます。また、他人から誇りを傷つけられない権利をもっています。

第17条【適切な情報の入手】

子どもは、自分の成長に役立つ多くの情報を手に入れる権利をもっています。国は、本、新聞、テレビ、インターネットなどで、子どものためになる情報が多く提供されるようにすすめ、子どもによくない情報から子どもを守らなければなりません。

第18条【子どもの養育はまず親に責任】

子どもを育てる責任は、まずその両親（保護者）にあります。国はその手助けをします。

第19条【あらゆる暴力からの保護】

どんなかたちであれ、子どもが暴力をふるわれたり、不当な扱いなどを受けたりすることがないように、国は子どもを守らなければなりません。

第20条【家庭をうばわれた子どもの保護】

家庭をうばわれた子どもや、その家庭環境にとどまることが子どもにとってよくないと判断され、家庭にいることができなくなった子どもは、かわりの保護者や家庭を用意してもらうなど、国から守ってもらうことができます。

第21条【養子縁組】

子どもを養子にする場合には、その子どもにとって、もっともよいことを考え、その子どもや新しい親（保護者）のことなどをしっかり調べたうえで、国や公の機関だけが養子縁組を認めることができます。

第22条【難民の子ども】

自分の国の政府からのはく害をのがれ、難民となった子どもは、のがれた先の国で守られ、援助を受けることができます。

第23条【障がいのある子ども】

心やからだに障がいがある子どもは、尊厳が守られ、自立し、社会に参加しながら生活できるよう、教育や訓練、保健サービスなどを受ける権利をもっています。

第24条【健康・医療への権利】

子どもは、健康でいられ、必要な医療や保健サービスを受ける権利をもっています。

第25条【施設に入っている子ども】

施設に入っている子どもは、その扱いがその子どもにとってよいものであるかどうかを定期的に調べてもらう権利をもっています。

第26条【社会保障を受ける権利】

子どもは、生活していくのにじゅうぶんなお金がないときには、国からお金の支給などを受ける権利をもっています。

第27条【生活水準の確保】

子どもは、心やからだがすこやかに成長できるような生活を送る権利をもっています。親（保護者）はそのための第一の責任者ですが、必要なときは、食べるものや着るもの、住むところなどについて、国が手助けします。

第28条【教育を受ける権利】

子どもは教育を受ける権利をもっています。国は、すべての子どもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときには、みんなにそのチャンスが与えられなければなりません。学校のきまりは、子どもの尊厳が守られるという考え方からはずれるものであってはなりません。

第29条【教育の目的】

教育は、子どもが自分のもっている能力を最大限のばし、人権や平和、環境を守ることなどを学ぶためのものです。

第30条【少数民族・先住民の子ども】

少数民族の子どもや、もとからその土地に住んでいる人びとの子どもは、その民族の文化や宗教、ことばをもつ権利をもっています。

第31条【休み、遊ぶ権利】

子どもは、休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加したりする権利をもっています。

第32条【経済的搾取・有害な労働からの保護】

子どもは、むりやり働かされたり、そのために教育を受けられなくなったり、心やからだによくない仕事をさせられたりしないように守られる権利をもっています。

第33条【麻薬・覚せい剤などからの保護】

国は、子どもが麻薬や覚せい剤などを売ったり買ったり、使ったりすることにまきこまれないように守らなければなりません。

第34条【性的搾取からの保護】

国は、子どもが児童ポルノや児童買春などに利用されたり、性的な虐待を受けたりすることのないように守らなければなりません。

第35条【誘拐・売買からの保護】

国は、子どもが誘拐されたり、売り買いされたりすることのないように守らなければなりません。

第36条【あらゆる搾取からの保護】

国は、どんなかたちでも、子どもの幸せをうばって利益を得るようなことから子どもを守らなければなりません。

第37条【拷問・死刑の禁止】

どんな子どもに対しても、拷問や人間的でないなどの扱いをしてはなりません。また、子どもを死刑にしたり、死ぬまで刑務所に入れたりすることは許されません。もし、罪を犯してたいほされても、尊厳が守られ年れいにあった扱いを受ける権利をもっています。

第38条【戦争からの保護】

国は、15歳にならない子どもを軍隊に参加させないようにします。また、戦争にまきこまれた子どもを守るために、できることはすべてしなければなりません。

第39条【被害にあった子どもの回復と社会復帰】

虐待、人間的でない扱い、戦争などの被害にあった子どもは、心やからだの傷をなおし、社会にもどれるように支援を受けることができます。

第40条【子どもに関する司法】

罪を犯したとされた子どもは、ほかの人の人権の大切さを学び、社会にもどったとき自分自身の役割をしっかり果たせるようになることを考えて、扱われる権利をもっています。

わたしの権利 みんなの権利
子どもの権利を考えよう

子どもに権利があるの？

あらゆる人に、生まれながらに、「人権」、つまり、「人としての尊厳が守られ、幸せに生きるために必要な権利」があるんだ。

おとなにも子どもにも、先生にも児童や生徒にも、おうちの人にも、地域の人にも、みんなに人権があるんだよ。

人権ってどんなもの？

1. あらゆる人に人権があります。
2. 生まれたときから人権があります。
3. 人権をうばい取ることはできません。
4. 人権は無条件にあるものです。
5. すべての権利が同じように大切です。

- 3 → 何かの罰として取り上げられたりしないよ
- 4 → 何かのごほうびとしてもらえるものでもないよ
- 5 → 人権にかかわるさまざまな権利の中で、どの権利のほうが大事など、大切さの順位はないよ

表面の「子どもの権利条約」第1～40条の一覧を使ってね！

アクティビティ Activity やってみよう！考えてみよう！

あなたが特に大切にしたいな、と思う条文を3つ選んでみよう。

- それぞれが選んだ条文をグループで伝えてみよう。どうして選んだのか理由も話そう。

学校での生活と関係があるな、と思う条文を選んでみよう。

- できるだけたくさんの条文との関係やつながりを見つけてみよう。
- それぞれが選んだ条文をグループで伝えてみよう。理由も話そう。
- 選んだ条文の中に、守られていなかったり、十分に大切にされていなかったりするものはないかな？
- どんなときに守られていないのか、自分の権利だけでなくみんなの権利が守られるようにするにはどうしたらよいか、などを話し合ってみよう。

さらに発展！

- クラスで考えを共有し、どんな権利をみんなで大切にしていきたいか、そのためにはどうしたらよいかを話し合い、私たちの権利を大切にする学級目標をつくってみよう！

子どもには、おとなと同じ権利だけで十分かな？

「子ども」ってどんな人？ 子どもとおとなでちがっているのはどんなところだろう？

かんがえてみよう！ 子どもが、幸せに生き、元気に成長するためには何が必要だろう？

そうか！成長している子どもたちには、子どもだからこそ必要なこともあるんだね。

子どもにどんな権利があるのかは「子どもの権利条約」という条約で、きちんと定められているんだ！どんな権利をもっているのか、この資料の表面を見て確かめてみよう。

※条約…国どうしで定めたきまりで、国が守らなければならない約束

世界の子どもたちと「子どもの権利」

世界のどこに生まれても、子どもたちは「子どもの権利条約」に書かれた同じ権利をもっています。

ですが、その権利をおびやかすようなさまざまな課題に直面し、日本のわたしたちとは異なる生活を送っている子どもたちもいます。

そんな子どもたちの映像を見て、子どもたちからどんな権利がうばわれているのか、どんな権利が守られる必要があるのかなどについて考えたり、話し合ったりしてみましょう。

1日8時間も氷くみに費やすアイシャさん 13歳（エチオピア）

アイシャ

朝から晩まで工場で働くスモンくん 11歳（バングラデシュ）

スモン

紛争に巻き込まれ片足を失ったサジャさん 13歳（シリア）

サジャ

映像は各二次元コードからアクセス！

すごいな「子どもの権利条約」

「子どもの権利条約」が誕生したのは、1989年のこと。

国際連合の総会で、すべての国が賛成して、成立したんだ。

それから、次々と各国が条約に入り、日本も1994年にこの条約に入ったよ。

いまでは、世界196の国と地域がこの条約に入っていて、世界でもっとも広く受け入れられている人権条約になったんだ。

条約に入れば「子どもの権利」が守られるの？

条約に入ることは、「子どもの権利」を守る第一歩。条約に入った国の政府や、その国の子どもに関わるすべての人が、この条約を理解して、日々、子どもの権利が守られているかどうか考え行動していく必要があるんだ。そして、子ども自身が、自分のもつ「子どもの権利」について知り、学ぶことも欠かせないよ。

条約に入った後は、どうやって「子どもの権利」を実現していくの？

「子どもの権利条約」に入った国の政府は、条約に書かれた権利をどのように守っているのか、定期的に「国連子どもの権利委員会」に報告書を出すんだ。その時には、ユニセフやNGOなども報告を出すことができるんだよ。「国連子どもの権利委員会」は、それらの報告書を読んで、その国が子どもの権利を守るためにしてきた努力を評価したり、さらにどのような取り組みを進めるべきか政府に勧告（アドバイス）を出したりするんだよ。

コラム 「子どもの権利条約」の父 コルチャック先生

ヤヌシュ・コルチャック先生（1878–1942）は、ユダヤ系ポーランド人のお医者さんで、作家で、そして孤児院の院長先生でした。先生の孤児院は、子どもたちによる自治で運営されていました。子どものことは子どもたちが意見を出し合って決めたり、解決したりしていたのです。先生は、一人一人の子どもの権利を大切にする教育を30年にわたって実践しました。当時、それはとても新しくて、めずらしいことでした。

第二次世界大戦が起こり、ナチスによるユダヤ人のガス室への移送が始まります。コルチャック先生と孤児たちも、とうとう強制収容所へ送られることになってしまいました。列車に乗せられた直後、「特赦だ！先生は列車から降りてください」という声が。コルチャック先生は、多くの人の嘆願のもと、それまでの功績が認められて収容所送りを免除されたのです。しかし、先生は「子どもたちを先に降ろしてくれ」と言い、一人で列車から降りることはありませんでした。コルチャック先生と200人の子どもたちは、トレブリンカ収容所のガス室で亡くなったと考えられています。

「子どもの権利条約」の草案は、1978年にポーランド政府から提出されました。そこに込められた思いは、コルチャック先生や戦争で犠牲になった多くの子どもたちから受けつがれたものであったのです。

子ども向け「子どもの権利」学習サイト

発行：公益財団法人日本ユニセフ協会 se-jcu@unicef.or.jp 2023年9月／2025年4月 第3刷